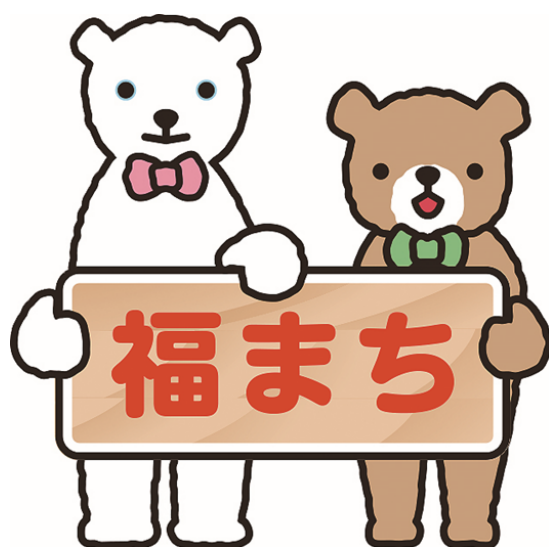


横浜市福祉のまちづくり 推進指針

～横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、
助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり～

(平成 28 年度～32 年度)



平成 28 年 3 月
横浜市

はじめに

横浜市は、昭和 49 年に福祉の風土づくり運動を開始して以降、「福祉のまちづくり条例」の制定、「福祉のまちづくり推進指針」の策定等を通じて、「誰にもやさしいまち・横浜」の実現を目指し、市民・事業者・行政が一体となって様々な取組を進めてきました。

そして平成 24 年の条例改正にあたっては、それまでの長きに渡る取組の根底にある理念を、「暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる人がお互いに尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」として、条例前文に明文化しました。

今回、推進指針の改定にあたり、推進委員の皆様には、この理念を念頭において議論を積み重ねていただきました。また、市民の皆様をはじめ障害者団体や事業者の方々との意見交換などを通じて、参考とすべき取組のご紹介や、ご意見・ご提案をいただきました。多くの方々のご支援のもと、この推進指針が完成したことを、心より感謝いたします。

横浜に関わる全ての方が安心して暮らせるよう、また来たる 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック等で横浜を訪れる方がより快適に過ごせるよう、福祉のまちづくりを進めてまいります。皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

平成 28 年 3 月

横浜市長 林 文子

「福祉のまちづくり推進指針」を手にしてくださった方へ

この推進指針の作成検討をしてきた推進会議からは、広く伝えたいこととして次のような意見が委員の感想として出されました。

まず、お互いさまの気持ちをもつことが重要です。旧来の「してあげる」福祉ではなく、自分自身に関わる問題として捉えること、どんな人でも相互に尊重し理解しあうことが基本として再認識されました。

法的整備も進み、現代における指針の意味は、遠い将来の方向性を見るだけの「絵に描いた餅」ではなく、ひとつずつ実践していく実行の段階にあります。ひとりでも多くの人に自分の問題として理解してもらいたいと思います。このため、この指針では、多くの人に伝えやすいデザインに工夫をこらしてきました。今後さらに市民や関係者がメディアや様々な伝達手段を駆使して、わかりやすさを通じて広く啓発・教育、意識形成に活用していくことが求められています。研修や学習活動、まちづくりなど、いろいろな場面で活用してほしいと願っています。

福祉のまちづくりは、決して特別なこととしてではなく、様々な人みんなが関わっていくことであるということが一般的な認識となることが大事です。また、福祉のまちづくりを次世代に引き継ぐという意識を持つことで、この指針が「横浜に関わる全ての人」のための指針になることでしょう。

平成 28 年 3 月

横浜市福祉のまちづくり推進会議 一同

目 次

「横浜市福祉のまちづくり推進指針」とは・・・	2
1 福祉のまちづくりのあゆみ	3
2 横浜市福祉のまちづくり推進指針のあゆみ ～横浜市福祉のまちづくり条例制定から 横浜市福祉のまちづくり推進指針改定までの経緯～	4
3 推進指針の内容 ～平成32年度までにヨコハマがめざすまち～	5
4 福祉のまちづくり推進のための取組の考え方	6
5 福祉のまちづくり推進のための4つの取組 ～市民・事業者・行政の協働による取組事例～	7
① 福祉のまちづくりに関する啓発・教育の推進	
② 必要な人に必要な情報が届く仕組みと地域のつながり	
③ 福祉のまちづくりの新しい担い手との協働	
④ 利用者参加による多様な施設のバリアフリー	
6 市民アンケート考察	30
7 資料編	34
(1) 主な用語の説明	
(2) 障害の理解と配慮について	
(3) 横浜市福祉のまちづくり推進指針（平成28～32年度）策定の流れ	
(4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿（第9期）	
(5) 横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿（第10期）	
(6) お問い合わせ先	

【コラム一覧】

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| P12 ● 配慮される側へのマナー啓発 | ● 思いやりパーキングマナー運動 |
| P14 ● 視覚障害者に配慮したホームページ | ● 神奈川県手話言語条例 |
| P17 ● 「やさしい日本語」で伝える | ● スウェーデンの図書館 |
| P18 ● てらお福まち協議会の取組 | |
| P19 ● 多文化のまちづくり | |
| P21 ● 認知症サポーター養成講座 | |
| P24 ● Check A Toilet（チェック ア トイレット） | |
| ● NPO法人横濱ジェントルタウン倶楽部 | ● 緩やかな見守り |
| P26 ● 地域で心のバリアフリーの推進 | |
| P27 ● ホームドアの設置 | ● 横浜能楽堂のバリアフリー能 |
| P29 ● 多目的トイレの利用マナー | |
| ● エスカレーターの利用マナー ～片側空けはマナー？～ | |

「横浜市福祉のまちづくり推進指針」とは・・・

横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下、「推進指針」という。）は、横浜市福祉のまちづくり条例第 12 条に「福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針」として定められています。

■推進指針に定める事項

- ①福祉のまちづくりに関する目標
- ②福祉のまちづくりに関する施策の方向
- ③市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針

これを元に、横浜市の福祉のまちづくりを推進していきます。

■推進指針の対象者

横浜市福祉のまちづくり条例は、「暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を基本理念としているため、横浜で生活している人だけではなく、訪れる人も対象です。

また、高齢者、障害者、子ども、子育て中の人、外国人等を含む全ての人を対象としています。

この冊子は、市（行政）・事業者・市民が相互に協力し、連携しながら、一体となって福祉のまちづくりを推進するためのガイドブックです。

1 福祉のまちづくりのあゆみ

横浜市では、昭和49年に地域社会で福祉の芽を育てるための環境作りとして、高齢者・障害者等への理解や日常生活での市民相互の支え合いの大切さなどを語り合い、学び合う「福祉の風土づくり運動」を開始しました。

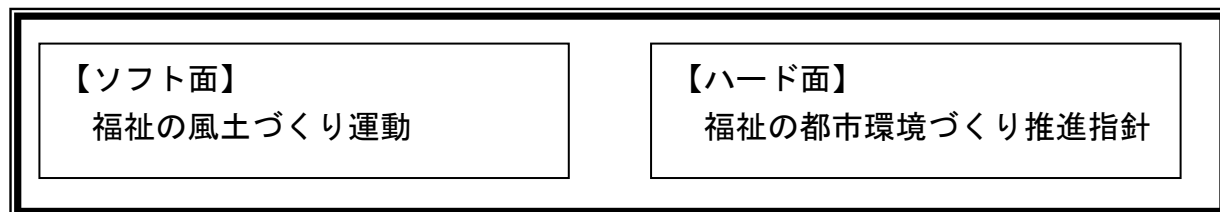
また、並行して、誰もが日常生活やまちの中において、できる限り同じような活動が保障されるよう建築物等の整備を福祉の視点から促進するため、昭和52年に「福祉の都市環境づくり推進指針」を制定しました。

これらの取組を「福祉の風土づくり推進事業」とし、これまでソフトとハード^(※)を一体とした福祉のまちづくりを進めてきました。

※福祉のまちづくりには、「ソフト」と「ハード」の2つの側面があります。

「ソフト」は心のやさしさや思いやりを啓発（教育）する取組、「ハード」は物理的な都市基盤や建物、乗り物、設備等を整備する取組を表しています。

<福祉の風土づくり推進事業>



福祉のまちづくりを捉え直し、まちづくりを総合的に推進するため、市民、事業者、学識経験者等で構成された福祉のまちづくり検討委員会の提言を受けて、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定したことをきっかけに、「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定しました。

横浜市では現在も、「福祉の風土づくり」の根本である、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを推進しています。

2 横浜市福祉のまちづくり推進指針のあゆみ

～横浜市福祉のまちづくり条例制定から

横浜市福祉のまちづくり推進指針改定までの経緯～

- 平成7年8月 横浜市福祉のまちづくり検討委員会 設置
- 平成9年3月 横浜市福祉のまちづくり条例 公布
- 平成9年7月 横浜市福祉のまちづくり推進会議 設置
- 平成11年1月 横浜市福祉のまちづくり推進指針
「いっしょにつくろうヨコハマのまち」発行

2010年に目指す都市像（長期目標）

「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマのよさを感じながら暮らすことのできるまち」

【ソフト面】

だれもが互いに理解し、互いに助け合
う、人のやさしさにあふれたヨコハマ

【ハード面】

だれもが安全に安心してまちを移動
し、さまざまな施設を利用できるヨコハ

●2001年までの短期目標（平成11～13年度：3年）

「ヨコハマで暮らし、活動するすべての人が少なくとも1回は福祉のま
ちづくりを考える」

改定

●2006年までの短期目標（平成14～18年度：5年）

「みんなで福祉のまちづくり情報をキャッチボールしよう」

改定

●2010年までの短期目標（平成19～22年度：4年）

「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」

改定

基本となる方向性（平成23～27年度：5年）

「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち」

<市民・事業者・市の協働による取組>

- ①思いやり 助け合える まちづくり
～思いやりや譲り合いの気持ちの育成～
- ②伝わる つながる まちづくり
～わかりやすい情報の発信と必要な情報の受信・活用～
- ③進める 活かせる まちづくり
～施設整備を進めながら、施設・設備の正しい使い方を理解する～

平成28年3月 「横浜市福祉のまちづくり推進指針（平成28～32年度）」 公表

3 推進指針の内容

～平成 32 年度までにヨコハマがめざすまち～

平成24年12月に改正した横浜市福祉のまちづくり条例では、前文において、これまでの福祉のまちづくりの理念を明文化しました。

「暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を基本理念とし、「市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまち」を目指しています。

この基本理念に基づき、前回の福祉のまちづくり推進指針の基本的な方向性を継承することで、更に福祉のまちづくりを推進していきます。

特に、今後更なる高齢化が進むことから、防災計画や防災訓練と関連した地域のまちづくりや、全ての人安心して暮らすことができる仕組みづくり、平成32年（2020年）に開催される東京オリンピック・パラリンピックへ向けて国際的な観点を含めた福祉のまちづくりが求められます。

基本となる方向性（平成 28～32 年度：5年）※前回の指針から継続

「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち」

【ソフト面】

みんなが互いに理解し、互いに助け合う、人のやさしさにあふれたヨコハマ

【ハード面】

みんなが安全に安心してまちを移動し、さまざまな施設を利用できるヨコハマ

<福祉のまちづくり推進のための4つの取組>

- ① 福祉のまちづくりに関する啓発・教育の推進
- ② 必要な人に必要な情報が届く仕組みと地域のつながり
- ③ 福祉のまちづくりの新しい担い手との協働
- ④ 利用者参加による多様な施設のバリアフリー

4 福祉のまちづくり推進のための取組の考え方

◆横浜市福祉のまちづくり条例改正の際に取り入れた新しい考え方◆

○福祉のまちづくりの理念の明文化

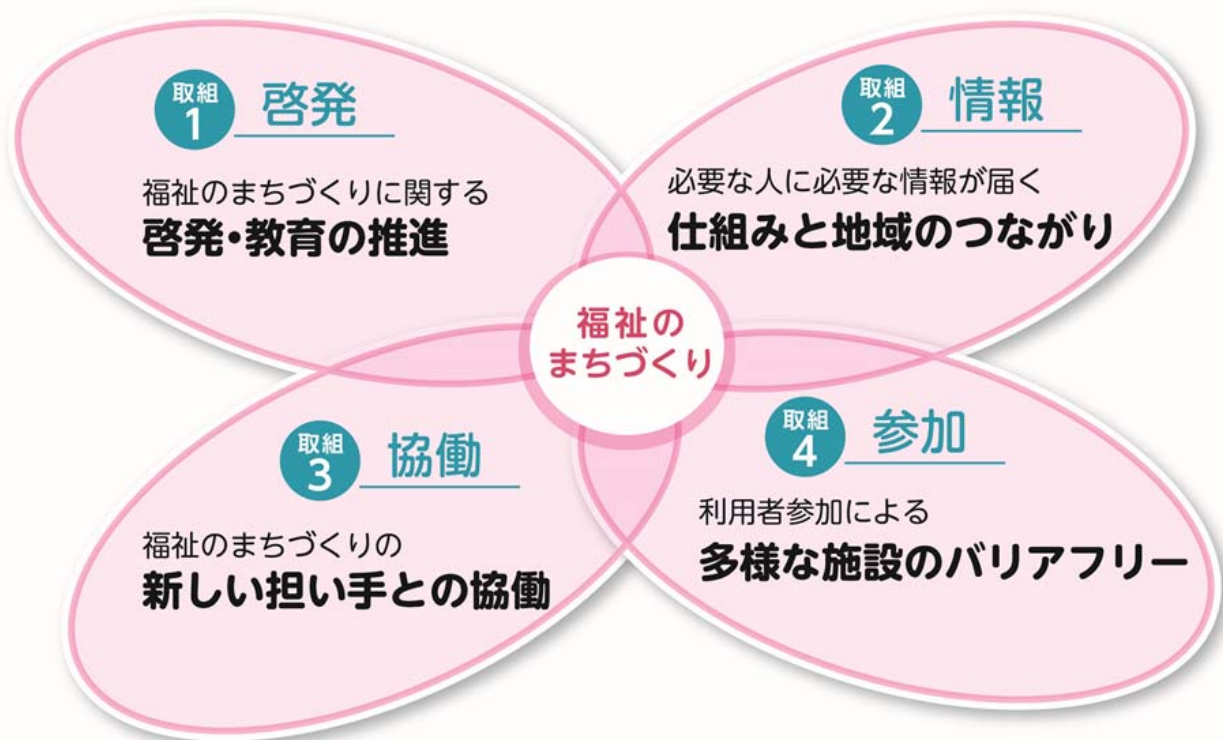
これまで明確に示されていなかった「基本理念」を明文化しました。

○市民参画の確保

福祉のまちづくりを進める際には、これまでも広く意見を求めたうえで施策に反映させていましたが、条例第18条に「市民参画の確保」を規定することで、これまで以上に市民・事業者とともに連携しながら福祉のまちづくりを推進していくことを明確化しました。

上記2点の考え方に基づき、福祉のまちづくり推進のための柱として、4つの取組を定めました。

イメージ図



しかし、これらの取組を個別に推進するだけでは、福祉のまちづくりの理念である「人の優しさにあふれたまち」にはなりません。

各取組を相互に関わらせるとともに、あらゆる立場の人が、学校や地域、家庭、企業（職場）等の場所において関わり合いを持ちながら、様々な形で取り組んでいくことが重要です。

5 福祉のまちづくり推進のための4つの取組 ～市民・事業者・行政の協働による取組事例～

横浜市の福祉のまちづくりでは、市民・事業者・行政が一体となり、思いやりや譲り合いの気持ちを育てていく「ソフト」の取組と、施設整備などの「ハード」の取組を一体として進めています。

地域や学校等で福祉のまちづくりを推進するための参考となるよう、ここからは実際に行っている取組事例や課題、今後進めていきたい取組等を紹介します。

①福祉のまちづくりに関する啓発・教育の推進

社会には、高齢者、障害者、子育て中の人、外国人等、様々な人が共に暮らしています。お互いに思いやりや譲り合いの気持ちを持つまちにしていくためには、それぞれの個性に応じた適切な配慮について、学校や地域、家庭、企業（職場）等の様々な場所で、機会を通じて学習し、理解していくことが重要です。

(1) 現在行っている取組事例

地域での取組

○地域の祭りへの参加、イベントの実施【事業者・市民の取組】

地域の祭りへの参加は、中区の伊勢佐木町商店街とNPO法人横濱ジェントルタウン倶楽部（24ページ参照）が協働で実施しています。当初は、「神輿を担いでみたい」という車いす使用者の話から「車いすみこし」が始まりました。

現在は車いす使用者だけでなく、NPO法人や中区地域作業所等のメンバー全員で山車（だし）を引いています。

また、障害者とサポーターがグループごとに商店街の協力店をまわることで、楽しみながらお互いの理解と交流を図る「ぬくもりビンゴラリー」も実施しています。



(写真) 車いすみこしの様子

○精神障害への理解を深める【事業者・市民の取組】

NPO法人横浜市精神障害者家族連合会（通称：浜家連）は、精神障害者やその家族を支援して、地域の中で一緒に生活できるよう様々な活動をしています。

こころの健康の増進を図るため、「みんなで考えよう こころの健康」をキャッチフレーズとし、一般市民を対象に「市民メンタルヘルス講座」や「市民精神保健福祉フォーラム」を開催しています。

精神疾患により医療機関にかかっている患者数は近年増加しており、「こころの健康」についての普及啓発はますます望まれています。



たまごのロゴマーク

○ポレポレまつり【市民の取組】

中区の地域や障害者団体、中区社会福祉協議会の共催で開催されているお祭りです。地域の高齢者や子どもたち、障害のある人や様々な国の人に参加しています。

※社会福祉協議会（略称：社協）については、34 ページ参照

○高校での福祉教育（障害理解の推進）【市民の取組】

鶴見区知的障害児者親の会（地域訓練会）「ひよこ会」のメンバーが、県立鶴見総合高校で福祉科目を受講している生徒を対象に講座を行っています。障害児の親から直接話を聴くことで、より障害への理解が深まっています。

※知的障害・発達障害の理解については、39・40 ページ参照

ボランティア育成の取組

○体験型キャンプ【市民の取組】

横浜市心身障害児者を守る会連盟が主催する「ふれあいキャンプ」では、障害者と学生、社協・市の新人職員が参加し、混合のグループでキャンプを実施しています。

また、その後もボランティア参加のための人材育成を行っています。

○小学生のボランティア体験【事業者の取組】

都筑区の新栄地域ケアプラザでは、かちだ地区社会福祉協議会と協力し、一人暮らし高齢者を対象とした昼食会で、勝田小学校の4～6年生のボランティアが年10回程度お手伝いをしています。

ボランティア活動を通じて、日常生活でのちょっとした手助けや、ボランティア活動を始めるきっかけづくりを目的としています。最近では、中学校入学後も、手伝いに来る生徒も出てきています。

学校関係者(教師、PTA、小中学校の生徒等)への啓発・研修

○先生のための福祉講座の開催【社協の取組】

教育委員会と市・区社協との協働により、市内教職員を対象として、教職員自身が地域福祉や当事者への理解を進め、今後の学校教育に活かせる視点や手法等を習得することを目的として講座を開催しています。

○福祉教育（啓発）事業【社協の取組】

平成 26 年度に策定した「福祉教育（啓発）事業方針」に基づき、社協における福祉教育は、学校や学生に対するもののみと捉えるのではなく、広く地域住民、機関・団体、企業等を対象に実施するよう、区社協及び地域ケアプラザ職員に対する研修、学校の教職員に対する研修を開催するとともに、プログラムの検討及びモデル実践に取り組んでいます。

○子ども向けリーフレットの配布【行政の取組】

福祉教育の教材として活用できる小学生向けのリーフレットを作成し、毎年、市内全小学校の 4 年生に配布しています。

また、福祉教材として、地域ケアプラザでも活用されています。



(冊子) さあ、行動しよう！
福祉のまちづくり（表紙）

事業者の研修

○鉄道事業者の取組【事業者の取組】

高齢者・障害者等の利用者への理解を深めるために、社員による疑似体験や各団体へのヒアリング・意見交換、外部講師による講演等を行っています。

また、「サービス介助士」の資格取得を計画的に進め、配慮が必要な方に社員が声をかける「声かけ・サポート運動」等、ソフト面でのバリアフリーにも取り組んでいます。



(写真) サービス介助士研修の様子

○バス事業者の取組【事業者の取組】

日常の接客マナー等の研修を通じて、職員や運転手のバリアフリーに対する意識の啓発や、対応のサービスの向上を図っています。

また、国土交通省関東運輸局が主催する、小学生等を対象としたバリアフリー教室への協力も積極的に行っています。

○企業向け社会貢献セミナー【社協の取組】

社会貢献活動を考えている企業や更に発展させていきたい企業を対象に、地域・社会貢献の取組への理解促進を目的とし、社会貢献活動の意義や効果、企業が持つ様々な資源を活かした活動について考えるセミナーを開催しています。

市職員の研修

横浜市職員が福祉のまちづくりについて理解し、日常の業務に活かせるよう、研修等を行っています。

○福祉のまちづくり研修【行政の取組】

健康福祉局では、市内の建築設計に携わる方や公共施設等の整備に携わる職員を対象に、車いす体験や白杖体験等を通じて、横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に対する理解を進め、利用者の視点に立ったまちづくりの企画や設計の実践に活かせるよう、研修を行っています。



(写真) 車いす体験の様子



(写真) 白杖体験の様子



(写真) グループワークの様子

○人権研修【行政の取組】

横浜市では、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権感覚、人権意識の向上を図るため、市役所内の各部署で、様々なテーマで人権研修を行うことになっています。

健康福祉局では、市職員が社会には様々な人がいることを認識し、窓口対応や広報活動等において今後の業務に活かせるよう、車いす体験や高齢者疑似体験、色弱者の見え方体験、カラーユニバーサルデザインへの理解等、様々な人権研修用プログラムを提供しています。



(写真) 高齢者疑似体験の様子



(冊子)「わかりやすい印刷物の作り方」(表紙)

(2) 課題

- ・ 個別の団体は研修等の取組を進めているが、地域等では多様性を理解するための取組が少ない。
- ・ 取組を進めるための人材がまだまだ不足しているため、ボランティアの育成が必要。また、ボランティアの受け入れ場所が少ない。
- ・ 学習教材の集約等、学校で福祉教育を行うための支援が必要。
- ・ 福祉のまちづくりの理解に対する民間企業への働きかけが不足している。

(3) 今後進めていきたい取組

- ・ ボランティア育成
- ・ 中学生や高校生等が長期間ボランティアに関われる仕組みづくり
- ・ シニアボランティアの活用
- ・ ボランティアを受け入れる側への支援
- ・ 福祉教育のリソースセンター
- ・ 企業に向けた研修
- ・ 商店やスーパー等への啓発
- ・ 大人を対象とした福祉教育
- ・ 外見では分かりにくい聴覚障害や内部障害、発達障害、精神障害等への理解

【コラム】

●配慮される側へのマナー啓発【市民の取組】

ベビーカー利用のマナーについて、保護者と鉄道事業者等で啓発・教育に取り組んでいます。

子育て等関連団体や鉄道事業者等を構成員とし、国土交通省が設置した「公共交通機関におけるベビーカー利用に関する協議会」において、平成26年3月に「ベビーカーマーク」が作成されました。これは、子どもの安全を守り、子育て世代に利用しやすい環境を作ることが目的です。

ベビーカーを利用する人、利用しない人の双方の理解を深め、心のバリアフリー化と、子育てを応援する社会をつくるために啓発を行っています。



ベビーカーマーク

●思いやりパーキングマナー運動【行政の取組】

車いす使用者用駐車区画の適正利用に向けた取組で活用することを目的に、駐車場を設置・管理する事業者に対して、“自動車乗降の際に車いす使用者等がドアを全開にするため幅の広い駐車区画が必要である”ことを示すための啓発ポスターや、マナー運動のシンボルマークを作成しました。また、管理運用の望ましい水準を設定し、協力を求めています。

車いす使用者等は、乗り降りの際に広いスペースが必要です。また、この駐車区画は、建物の入口に近く、平坦な場所に設置されているため、歩行に障害のある内部障害がある人や、長距離の歩行が困難な高齢者が利用する場合があります。必要のない方は駐車しないようにしましょう。



シンボルマーク

②必要な人に必要な情報が届く仕組みと地域のつながり

誰にでも分かりやすい情報を発信し、誰もが必要な情報を入手できる仕組みが必要です。そのためには、どのような方法でどのような場所にどのような情報を提供すればいいのかわかることや、どこに行けば必要な情報が手に入るかを知ることが重要です。

地域の交流拠点や活動場所（地域ケアプラザや区民利用施設等）を利用して情報提供することも可能であり、必要な情報が必要としている人に届くことにより、地域での交流が深まり、安心して生活することができます。

（１）現在行っている取組事例

情報提供の方法

○文字や音声等、様々な情報提供の方法

様々な人が出席するイベントや会議においては、出席者全員が同様に情報を共有し、コミュニケーションを図れるよう、様々な方法で情報提供をする必要があります。

また、公共施設や公共交通機関の施設等では、様々な方法で情報が提供されています。

①磁気ループ（補聴器誘導システム）

床面に敷設した導線（ループ）に伝達したい音声等の信号を流すことによって、導線内にある受信機（補聴器）を装着した人が、マイクロホン等の音を耳元で直接聞くことができる装置です。

なお、常設していなくても、簡易設置型を敷くことで対応は可能です。

②文字情報

駅舎やバスターミナル等の公共交通機関の施設では、聴覚障害者が情報を得られるよう、主要な通路やホーム、改札口には、電光表示板や手書きの文字情報板等を設置することとされています。

③音声・音響情報

鉄道やバスの運行状況について、音声による情報提供を行っているほか、駅舎の出入口や改札口には誘導鈴（ゆうどうれい）が設置されています。

④ピクトグラム（案内用図記号）の活用

様々な人が利用する交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等で使用されるピクトグラムは、一見してその表現内容を理解できることから、文字表示に比べて優れた情報提供手段です。

日本工業標準（JIS）化されているものもあり、トイレやエレベーター、案内所、鉄道駅等、様々なところで使用されています。



JIS規格
トイレサイン

⑤画面読み上げソフト

パソコン画面上の文字を読み上げるソフトです。このソフトを活用することで、視覚障害者はインターネットで情報を検索したり、メールを読むことが可能となります。

しかし、PDFデータや画像は認識できないことが多いため、ホームページ等を作成する側にも配慮が必要です。

○聴覚障害者とのコミュニケーションツール

手話通訳…手の形、位置、動きの組み合わせで表現します。

筆記通訳…ノートやパソコンを介して文章を伝達します。

人数が多い場合は、パソコンと液晶プロジェクターを使い、要約筆記等をスクリーン表示する方法もあります。

【コラム】

●視覚障害者に配慮したホームページ【行政の取組】

横浜市では、ホームページに新しくデータを掲載する際には、word と PDF の2種類のファイルを掲載する等、視覚障害者にも配慮したホームページづくりに取り組んでいます。

●神奈川県手話言語条例【行政の取組】

手話の普及等に関する施策を推進するため、平成27年4月1日に神奈川県手話言語条例が施行されました。

条例では、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重しあいながら共生できる地域社会の実現を目指し、「基本理念」、「県の責務・県民、事業者の役割」、「手話推進計画」等について定めています。

「神奈川県ホームページ」

(URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531791/>)

○ガイドボランティアの育成【行政の取組】

重度の視覚障害や全身性障害、知的障害、精神障害がある方が外出する際に、希望により、ボランティアが外出支援を行っています。

ガイドボランティアの研修会では、事業の説明や、介助方法、緊急時の対応等、実習を交えながら基本的なガイドの知識と技術を習得することができます。

「ボランティアに興味がある」、「障害がある人の外出のお手伝いをしてみたい」方などが、気軽に参加することができます。

○コミュニケーションボード【団体・社協・行政の取組】

コミュニケーションが苦手な知的障害や自閉症がある人などが、イラストを示すことで意志表示を伝えるボードです。お店や駅など、利用する場面を想定して作成しています。



店舗用



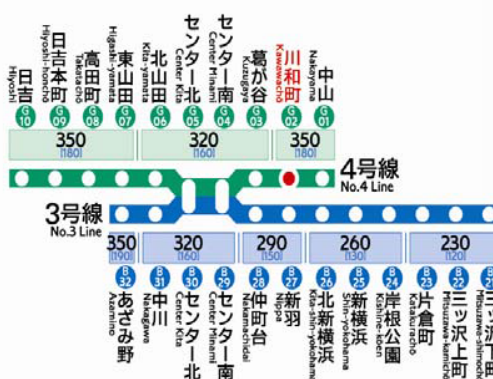
救急用



鉄道駅用

○横浜市営地下鉄のカラーユニバーサルデザイン【行政の取組】

市営地下鉄グリーンラインでは、運賃表や駅構内の案内図等、設置してある全てのサインが、色覚個人差を問わず、できるだけ多くの方が判別しやすいものとなるよう、計画段階から地域と連携した駅づくりを進め、カラーユニバーサルデザインの考え方を導入しました。



(改善前) 運賃表



(改善後) 運賃表

様々な情報提供

○こうほく子育て応援隊【事業者の取組】

外出先で「“ちょっと”手を貸してもらいたい」時、なかなか他人に声をかけにくい親子と、面識がない親子への声掛けに遠慮してしまう地域の方々の声を受け、港北区内のつどいの広場や地域子育て支援拠点どろっぷの利用代表者が集う、子育て当事者グループ「こうほく net ほいっぷ」が「こうほく子育て応援隊缶バッジ」を作成しました。

「子育て応援隊」に賛同する地域の方々にはこの缶バッジを着けてもらい、子育て家庭と地域の方々の双方が声を掛けやすくなる環境づくりを目指す取組です。

今後は地域の支えあいの輪を広げていくために、区内全域において缶バッジの普及啓発を進めます。



(写真) こうほく子育て応援隊の缶バッジ

○多言語での防災マップの作成【行政の取組】

災害時の不安を軽減するため、各区で多言語による防災マップを作成し、外国人にも配慮した情報提供に取り組んでいます。



(冊子) 多言語防災リーフレット (抜粋)

○災害時のコミュニケーション支援【団体・社協・行政の取組】

横浜市社協では、災害時用のコミュニケーションボードの発行を機に、災害時に「支援してほしい」障害がある人は黄色、「支援できる」人は緑のバンダナを身に付けようという取組を進めています。

コミュニケーションボードは地域の防災拠点にも配布されています。



(冊子) 災害用コミュニケーションボード

【コラム】

●やさしい日本語で伝える【行政の取組】

横浜市にはおよそ150以上の国と地域の 78,000 人を超える外国人が暮らしているため、外国語 6 言語^(※) で情報発信をしています。

しかし、全ての母語に対応した情報発信は難しく、外国語 6 言語に加え「やさしい日本語」での情報発信を促進するため、職員向けに作成基準を作成しています。市内在住の外国人向けに、行政情報をわかりやすく伝える手段の基本的考え方を示し、広報等での活用を進めています。

これにより、外国人がより一層暮らしやすいヨコハマを目指すとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、外国人観光客をおもてなしするための環境整備も目指します。



(冊子)「やさしい日本語」
で伝える (表紙)

※英語、中国語 (簡体字・繁体字)、ハングル、スペイン語、ポルトガル語

●スウェーデンの図書館

図書館にやさしい言葉で作成された行政情報等を集めた専用コーナーがあり、スウェーデン語に不慣れな外国人でも容易に情報を入手することができます。



(写真) スウェーデンの図書館

地域での情報・集いの場の提供

○地域での福祉活動の場づくりの支援【社協の取組】

地区社協や自治会町内会、ボランティアグループとの協働で、地域の誰もが集える場、福祉問題の理解・解決の場、問題を抱える人の相談・支援の場、福祉活動に参加したい人の活動の場づくりの支援、提供を行っています。

○災害時要援護者支援の取組【行政の取組】

災害時に自力避難が困難な高齢者・障害者の安否確認や避難支援活動が円滑に行われるよう、行政からの名簿提供等を通じて、日頃から地域における自主的な支え合いの取組を支援しています。

○地域ケアプラザの取組【行政の取組】

誰もが住み慣れたまちで、安心して暮らせる地域を作っていくための拠点として、地域の福祉・保健活動を支援する横浜市独自の施設です。

地域住民が多目的ホール等の各部屋を利用できるほか、地域ケアプラザ主催による各種イベントや講座なども開催しています。

また、地域の身近な相談窓口として、福祉・保健の専門相談員が無料で相談を受け、必要に応じて、情報提供や関係機関との連絡調整を行っています。

【コラム】

●てらお福まち協議会の取組【市民・事業者・行政の取組】

鶴見区の「てらお福まち協議会」は、福祉のまちづくり重点推進地区の指定（平成16～18年度）をきっかけに活動をスタートしました。地区指定の終了後も、まちに住む人々が生活しやすいまちになるようにと、区社協や地域ケアプラザと協力し、様々な活動を行っています。

てらお福まち協議会で行っている防災・バリアフリーのまちあるき等の活動を、協議会の広報紙“ひびきあい”で紹介し、地域の情報共有を図っています。



(写真) 広報誌 “ひびきあい”

イベントを活用した情報提供

○ふれあいイベントの紹介 【社協の取組】

軽運動やレクリエーション、夏休み等の余暇活動など、障害児・者と地域住民、ボランティア、学生との交流の場を提供することにより、相互理解の促進及び関連事項の情報提供を行っています。

○災害ボランティアネットワーク【社協の取組】

関係機関・団体の協力支援体制の構築や災害時のボランティアセンターの運営に向けて、地域でのネットワークづくり、情報の収集・提供、相談調整・支援のシミュレーション訓練、防災・減災に向けた啓発活動に取り組んでいます。

【コラム】

●多文化のまちづくり【市民の取組】

泉区の県営いちょう団地は住民の約2割が外国籍であり、言語や文化等、生活習慣の異なる多くの国につながる住民が共生しています。多文化共生には住民同士の顔合わせによる交流が必要であり、気楽に参加できる多くのイベントを毎年計画し、清掃活動、スポーツ大会、子どもたちのお出かけ会、防災訓練や防犯パトロール等を実施しています。

(2) 課題

- ・情報はたくさんあるのに必要な人に届いていない。
- ・地域の交流拠点等を活用した情報提供が必要。
- ・高齢者が日常的に交流できる場が少ない（使いやすさ等の配慮も必要）。
- ・地域や学校からの生活支援のための情報が必要な人に届いていない（学校や地域等色々なルートを使って情報を提供する仕組みが必要）。
- ・利用しやすい施設に関する情報提供の方法を工夫しなければならない。
- ・多様な対象への情報提供の方法を知る必要がある。
- ・もともとある施設や資源の活用がうまくできていない。

(3) 今後進めていきたい取組

- ・交流拠点があることの周知、活用方法の情報提供等
- ・地域の新聞等、誰もが知りたい情報の共有を図る仕組みづくり
- ・災害時に必要な情報が要援護者に届くような情報提供の仕組みづくり
- ・情報弱者への情報提供の仕組みづくり（特に災害時等）
- ・優良施設の紹介（利用者の視点に立った使い勝手のよい施設の調査・バリアフリーの評価）
- ・市外から横浜を訪れる人に向けた情報提供

③福祉のまちづくりの新しい担い手との協働

福祉のまちづくりの取組は、市民・事業者・行政が一体となって、それぞれが協力しながら進める必要があります。これまで共に活動してきた団体等はもちろん、様々な事業所や企業等が福祉のまちづくりに取り組むことで、高齢者や障害者等が利用できる交通機関や商業施設、サービス等の選択肢が広がり、就労をはじめ、障害者等の社会参加につながります。

(1) 現在行っている取組事例

多様なサービス

○UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入【事業者・行政の取組】

健康な人はもちろん、高齢者、ベビーカー利用者、子ども連れ、車いす使用者等、誰もが使いやすいタクシー車両の導入を促進しています。

平成25年6月から横浜駅東口のタクシープラザに、一般社団法人神奈川県タクシー協会や日産自動車株式会社等との協働によるUDタクシー及びEV（電気自動車）タクシーの専用待機レーンを設置しています。



(写真) UDタクシー

○子育てタクシー【事業者・団体の取り組み】

一般社団法人全国子育てタクシー協会主催の子育てタクシードライバー養成講座を修了したドライバーが専門に乗務し、荷物の多い子ども連れの外出をサポートするほか、通園通学時の子どもだけの送迎や、障害児の送迎にも対応しています。

また、出産予定日や病院等を事前登録すれば、陣痛が始まったときに迅速・安全に産院へ直行してくれるサービスも行うなど、子育て期に優しい「子育てタクシー」の取り組みを行っています。



ロゴマーク

○企業の社会貢献活動支援【社協の取組】

社会貢献に取り組みたい企業と、企業と協力して課題解決することを希望する地域・団体との交流や連携づくりのため、これまで培ってきた様々なネットワークやノウハウを活用したコーディネートを行うとともに、研修会、セミナーの開催、マッチングサイトの運営を行っています。

○送迎サービス【社協の取組】

区社協では、外出に困難を伴う在宅の高齢者・難病患者、障害のある方に対して、通院・施設通所・行政機関での手続き等の際に、専用の車両を活用した送迎を実施し、外出する機会を提供しています。

ボランティア等への参加

○事業所などでの認知症サポーター研修【行政の取組】

認知症に対する理解を深める、認知症サポーター養成講座を地域に身近な銀行やスーパーなどでも行っています。

特に中区では、「認知症サポーター企業」を認定して、企業が自主的に認知症に理解がある従業員を増やす取組を行う環境づくりを推進することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

また、横浜市は、認知症理解を普及啓発のするためのロゴマークとキャッチフレーズを作成し、ポスターやステッカー、リーフレットを各役所区で配布しています。



【コラム】

●認知症サポーター養成講座【行政の取組】

認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうための研修です。なお、認知症サポーターには認知症を支援する「目印」として、ブレスレット（オレンジリング）をつけてもらいます。

※平成 27 年 12 月末で横浜市認知症サポーターは 17 万人を超えました。

○よこはまシニアボランティアポイント事業【行政の取組】

高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントが得られ、貯まったポイントに応じて寄付・換金できる仕組みです。元気な高齢者が特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりの促進を目指しています。



ポイントカード（見本）

よこはまシニアボランティアポイント事業ホームページ

(URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/syokai/volunteer/>)

○地域サロン「あみねっと」の取組【事業者の取組】

「あみねっと」は、港北区社協が独自で開催していた精神保健福祉ボランティア講座の受講者が集まって設立されたボランティア団体で、現在では、区社協と協力して精神保健福祉ボランティア講座を開催しています。

受講者の中には、サロンが各区生活支援センターや地域ケアプラザ等で実施しているボランティアグループ等で活動している方もいるなど、取組の輪が広がっています。

○地域活動の次世代の担い手の育成【事業者の取組】

旭区の今宿西地域ケアプラザでは、地域・ケアプラザ・学校・生徒が協力して、地域の中学生がボランティア活動に参加できる仕組みを始めています。地域の様々な活動に中学生が参加することで、地域住民が地域活動における次世代の担い手を育てていく機会を作っています。



(写真) ボランティア講習会の様子



(写真) 地域の夏祭り模擬店手伝いの様子

さまざまな協働

○ヨコハマ・パトリエンナーレ【事業者・行政の取組】

「障害者と多様な分野のプロフェッショナルの協働から生まれる現代アートの国際展」をテーマに、平成26年8月から11月まで象の鼻テラスで開催しました。今後も3年に1度の開催を目指すとともに、次の開催までの2年間においても、アートを通して障害者に対する理解を深めるワークショップ等を実施する予定です。

障害者の就労の取組

○1フラワーfor10スマイルプロジェクト【市民・事業者の取組】

横浜緑地株式会社では、共働舎（社会福祉法人開く会）から障害者が育てた苗を購入し、公園の管理運営で使用しています。

横浜緑地株式会社は購入した苗1つにつき、10粒の花の種を共働舎へ渡し、共働舎がそれを地域の人に配布することで、地域に花と緑と笑顔を広めるという事業に、企業と福祉施設と一緒に取り組んでいます。

○小麦畑のあるベーカリーカフェ「ファールニエンテ」【事業者の取組】

社会福祉法人開く会では、自家製粉で作ったパンの製造販売、ピザとパスタを中心とした料理を提供する就労継続支援A型事業と、農業とガーデン管理の仕事を行う就労継続支援B型事業、パン屋やレストラン、農業への就労を目指す就労移行支援事業の3つの事業を一体に展開し、地域の人からベーカリーカフェ「ファールニエンテ」として広く親しまれています。

○「パンとカレーの店ぷらさんぬ」【事業者の取組】

NPO法人みちくさみちが運営している、「パンとカレーの店ぷらさんぬ」（就労継続支援B型事業所）では地域の子どもたちとの交流を行っており、地元・本郷台小学校の開校40周年の際には子どもたちがデザインをした「40周年パン」を作りました。

また、地元の子どもたちを対象に「食べてみたいパン」をテーマにした絵のコンテストを開催し、当選作を期間限定で商品化するなど、ユニークな取組を積極的に行っています。



（写真）本郷台小学校の子どもたちと作成した「40周年パン」

○どんぐり料理のレストラン「レ・ドア」【事業者の取組】

株式会社まちふくでは、障害者就労継続支援A型事業所とレストランを一体に運営しています。障害者が秋に拾い集めたどんぐりは事業所で加工され、レストランでパスタやピザ、パン等、様々なメニューに使用されています。また、レストランでは、事業所の障害者が接客も行っています。

○レストランでの障害者の就労【事業者の取組】

障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」のレストランは、平成27年5月から公益財団法人横浜市知的障害者育成会が運営しています。

「障害のある方による障害のある方へのサービス提供」をコンセプトに、障害者が接客や調理補助として働いており、障害者の就労の場の確保だけでなく、センターの利用者や障害者同士の相互理解につながっています。

（2）課題

- ・提供しているサービスが、一部の企業に限定されている。
- ・商業施設などへの様々な人に対する対応の啓発。
- ・取組を行っていても、情報がないために、必要としている人に伝わらない。
- ・丘陵地、斜面、高台で生活している高齢者や障害者等の交通手段が不十分。

（3）今後進めていきたい取組

- ・企業向け研修
- ・コンビニエンスストアのバリアフリー化
- ・商店街等と協力したショップモビリティ
- ・高齢者や障害者の方々が日常の買い物や、その他の目的で外出をするときの支援システム（例：車いすや電動車いすの貸し出し等）
- ・新たな担い手としての更なるシニアの参加
- ・中高生のボランティアの育成（地域の学生に災害時に協力してもらう等）

【コラム】

●Check A Toilet (チェック ア トイレット)【市民・事業者の取組】

NPO法人 Check は、自治体・事業者・一般市民がインターネット上で多機能トイレの情報を共有する「Check A Toilet (チェックアトイレット)」を運営し、日本全国の車いす対応トイレやベビーベッド、授乳室等の情報を提供しています。

また、大規模イベントのユニバーサル地図制作を学生や企業ボランティアと共に行う「スマートフォンを使ったチェックイベント」を開催し、調査及び啓発活動も行っています。

(URL : <http://www.checkatilet.com>)



(写真) スマートフォンから見た多機能トイレ情報

●NPO法人横濱ジェントルタウン倶楽部【市民の取組】

「関内駅周辺福祉のまちづくり重点推進地区」の協議会が母体となり、設立された法人です。「人にやさしいまち (ジェントルタウン)」づくりを目指し、障害者や地元商店街、まちづくりの専門家やNPO法人等、様々な立場の方々が参加し協力して活動しています。

誰もが気持ちよく街に出かけられるよう、横浜駅の触る地図の作成 (平成 17 年度) や障害者とのまち歩きイベント等を開催しています。



(写真) 触る地図
(平成 17 年度)

●「緩やかな見守り」【行政の取組】

地域からの孤立を防ぐために日常業務で地域に密着したサービスを提供する新聞社、ガス事業者、水道事業者等ライフライン事業者が、日常業務の中で異変を発見した場合に関係機関に通報する仕組みを作りました。ライフライン事業者以外にも、佐川急便やJA等、31事業者が協力しています (平成 27 年 6 月 1 日時点)。

④利用者参加による多様な施設のバリアフリー

福祉のまちづくり条例に基づいた建築物等のバリアフリー化を進めます。また、条例の対象にならない場所でも、利用者に応じたバリアフリーの需要が高まっています。施設整備等の際に利用者の意見を取り入れることで、誰もが使いやすい施設や住みやすいまちが増えていきます。

(1) 現在行っている取組事例

公共施設等のバリアフリー化

○建築物、道路、公園、公共交通機関の施設等の事前協議【行政の取組】

多くの人々が利用する施設や建築物等について、高齢者・障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう、福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を推進していきます。

○鉄道駅舎におけるエレベーター・多目的トイレの設置【行政の取組】

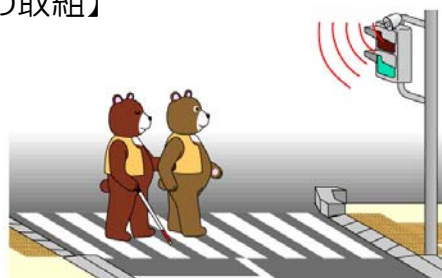
市内鉄道駅舎のバリアフリー化を推進するため、エレベーターや多目的トイレの設置を促進しています。民営鉄道事業者等が行う鉄道駅舎のエレベーター等整備に対して補助を行っています。

○ノンステップバスの導入【行政の取組】

市内に営業所を持つバス事業者に対し、ノンステップバスの購入費の一部を補助し、導入を促進しています。

○視覚障害者用信号機（音響信号機）の導入【行政の取組】

歩行者信号機が青の表示を開始したこと又は表示が継続している情報を、誘導音により視覚障害者に伝えることができる信号機の導入を促進しています。



○投票所のバリアフリー化【行政の取組】

選挙管理委員会事務局では、高齢者・障害者をはじめ、投票所において誰もが安心かつ安全に投票できるよう、投票環境の向上に向けた検討を進め、「障害者・高齢者の方への投票所接遇マニュアル（接遇編）」及び「誰もが投票しやすい投票所モデル（施設編）」を作成し、運用を開始しています。



(冊子) 障害者・高齢者の方への投票所接遇マニュアル

施設整備への利用者の意見の反映

○バリアフリー基本構想（駅周辺のバリアフリー化計画）の策定

【市民・行政の取組】

横浜市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、区役所の最寄り駅周辺地区など、高齢者、障害者等がよく利用する施設があり、重点的かつ一体的にバリアフリー化を図る必要がある地区を対象として、バリアフリー基本構想の策定を進めています。策定に当たっては、高齢者、障害者等の移動や施設利用の実態を踏まえ、そのニーズに的確に対応するため、学識経験者、高齢者、障害者等を含む市民の方々、関係する事業者、行政機関等から構成される地区部会を設置し、検討しています。

各区1地区での策定を目標としており、平成27年度末現在、17区で策定済みです。

【コラム】

●地域で心のバリアフリーの推進【市民・事業者・行政の取組】

平成27年3月に基本構想を策定した南区の「阪東橋駅・黄金町駅周辺地区」では、ハード整備のほかに、商店街の商品の張り出しや店舗前への放置自転車の改善、ごみの排出マナー等、ソフト面の問題がありました。

それらを改善するため、地区部会内で出た意見を参考に啓発ステッカーを作成し、地域で啓発活動をするきっかけとして使用しています。



（画像）啓発ステッカー

○市民の声を反映した公園整備の事例【市民・行政の取組】

高低差のある2つのエリアを階段で行き来しなければならなかった公園に、地域住民の声を受けて、スロープを整備しました。

これまではベビーカーや車いすでは園内を通行できませんでしたが、スロープが整備されたことにより、だれでも利用できるようになりました。



（写真）緑区東本郷六丁目第二公園（施工前）



（写真）緑区東本郷六丁目第二公園（施工後）

(2) 課題

- ・時代の流れに合わせた施設整備をする必要がある。
高齢者・障害者等の外出機会の増加により、バリアフリー化が必要な施設の傾向が変化している（公共施設や福祉施設のバリアフリーが進んでいる一方、飲食店やコンビニ等小規模施設、温泉旅館、レジャー施設等も利用したいという要望がある）。
- ・利用者の視点に立った使いやすい施設かどうかの評価の仕組みがない。
- ・施設整備等に関する良い取組を奨励する仕組みがない。

(3) 今後進めていきたい取組

- ・ホテルや宿泊施設のバリアフリー化
- ・文化（歴史）施設のバリアフリー化
- ・既存施設の再生、活用、空き家の活用
- ・各施設のバリアフリー評価制度
- ・小規模施設のバリアフリーのための工夫

【コラム】

●ホームドアの設置【事業者・行政の取組】

ホームからの転落や列車との接触事故防止等を目的とした安全対策の1つとして、ホームドアの設置を進めています。

しかし、設置にあたっては、路線によって車両の扉の位置が異なることや、多額の費用がかかることから、設置が遅れているという現状もあります。

そのため、国や市では、ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する補助を行っています。（市内設置状況：平成28年3月末時点で38%）



（写真）ホームドア参考

●横浜能楽堂のバリアフリー能【事業者の取組】

横浜能楽堂（公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団）では、障害者も一緒に「能」や「狂言」を楽しめるよう、様々なサポートメニューを用意しており、平成11年度から毎年1回、「バリアフリー能」を開催しています。

平成27年度には、内閣府の「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」において、劇場として初めて、内閣府特命担当大臣表彰優良賞を受賞しました。



（写真）横浜能楽堂
バリアフリー能

<その他の取組>

○地域福祉保健計画【行政の取組】

社会福祉法第107条に基づき、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、平成16年度から「地域福祉保健計画」を策定しています。平成26年度に策定した第3期計画では、将来の横浜を見据え、高齢化や孤立などの地域の課題に対応していく地域づくりの取組などを盛り込んでいます。

○横浜市障害者プラン【行政の取組】

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」です。障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・企業・行政など社会全体による取組を進め、障害者が自らの意思により地域で自立した生活が送れる社会作りを推進するために、平成27年4月に、平成27年度から6か年を計画期間とする「横浜市障害者プラン（第3期）」を策定し、本市の施策の方向について具体的に示しています。

○横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【行政の取組】

老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第11条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に、また、横浜市地域福祉保健計画などの計画との調和に配慮しながら、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。高齢者に関する各種の保健福祉事業や、平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。

【コラム】

●多目的トイレの利用マナー

広いスペースや手すりに加え、ベビーベッドや大人用の大きめシート、オストメイト対応設備等、様々な方にとって利用しやすい設備が設置されていることから、障害者だけでなく、高齢者や子ども連れ等も利用できる多目的トイレの設置が進んでいます。

一方で、使い勝手の良さから一般の方の利用も増えたため、本当に多目的トイレを必要としている方が、利用したい時に利用できない状況も増えています。

一般トイレを利用できる方は多目的トイレの長時間利用を控えることや、開閉式のベビーベッド等は利用したら元に戻すなど、利用マナーの遵守し、思いやりの心を持って、お互いに気持ちよく利用しましょう。



(写真) 多目的トイレ

●エスカレーターの利用マナー ～片側空けはマナー？～

エスカレーターでの歩行は、他の利用者や荷物との接触により、思わぬ事故を引き起こす恐れがあることから、大変危険です。

片麻痺の方やケガ等で片側が不自由な方等は、空いている手でしか手すりを掴めないため、左右どちらの手すりも常に使用できる状況であることが望まれています。

また、障害者や高齢者が介助者と一緒に乗る場合や、子どもと一緒に乗る場合は、横に並んでの利用が安全です。

エスカレーターでの歩行は大変危険な行為であると、「エスカレーターでは立ち止まり、手すりにつかまる」ことへの呼びかけが広まりつつあり、全国の JR・私鉄・空港等は、安全利用を呼び掛ける「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーンを実施しています。



(画像) 平成27年度
キャンペーンポスター

6 市民アンケート考察

「ヨコハマ・eアンケート」^(※)のメンバー及び障害者団体に、福祉のまちづくりに関するアンケートも実施しました。いただいた回答を比較し、掲載しています。

	ヨコハマ・eアンケート	障害者団体へのアンケート
実施方法	インターネット	障害者団体に協力依頼 ・横浜市身体障害者団体連合会 10 団体 ・横浜市心身障害児者を守る会連盟 12 団体
実施期間	平成26年 7 月18日～ 8 月 1 日	平成27年 2 月10日～ 3 月 3 日
回答人数	686 人	62 人

※ヨコハマ・eアンケートとは、市内在住の15歳以上の方を対象にメンバーを募集し、インターネットで横浜市の施策や事業に関するアンケートを行い、その結果を事業の企画、効果の測定、改善等に役立てるものです。

5年前に比べて、まちの中のどのようなところでバリアフリーが進んできたと思いますか。（複数選択可）

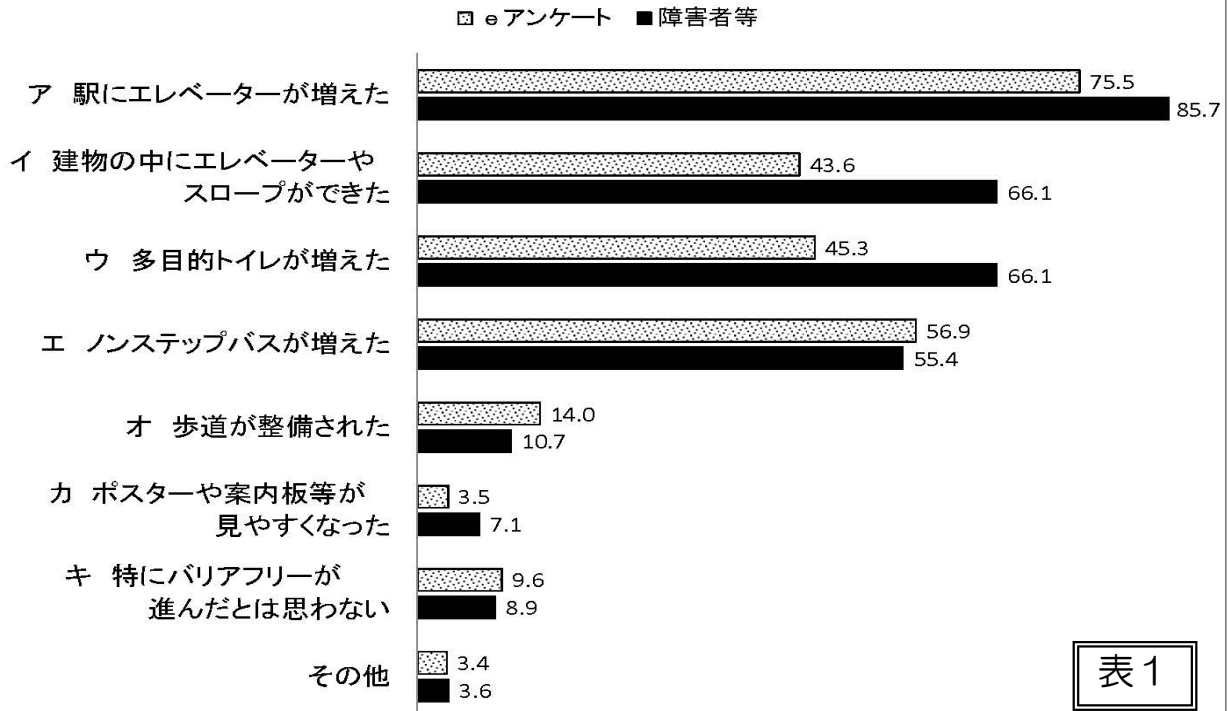


表1

5年前に比べて、横浜に暮らす人は思いやりの心や譲り合う気持ちを持つ人が増えたと感じますか。

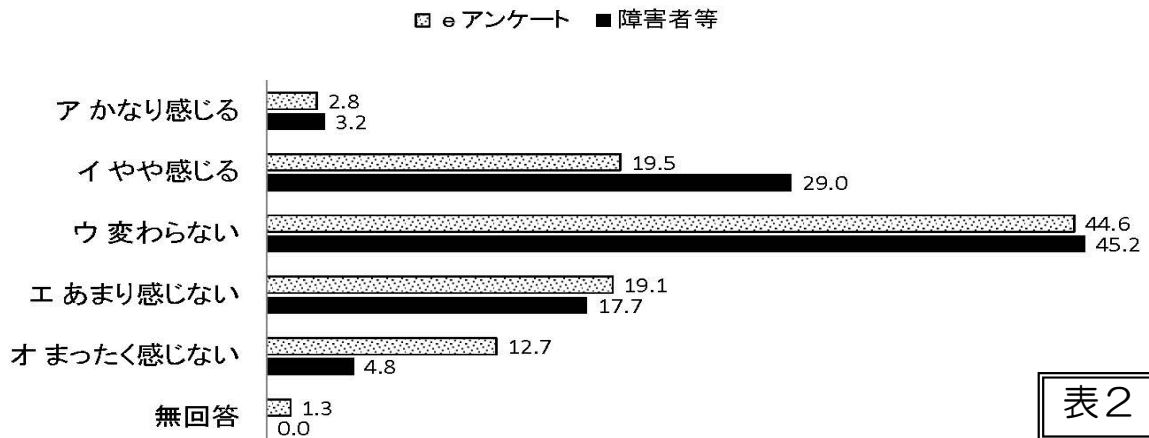


表2

表1 5年前と現在を比較する内容について聞いたところ、まちの中では、バリアフリーが進んできたと感じている人が多い結果となりました。

また、表2の「横浜に暮らす人は思いやりや譲り合いの気持ちを持つ人が増えたと感じるか」という質問に対しては、eアンケートでは、「変わらない」と答えた人が半数近くを占めましたが、障害者等へのアンケートでは、「やや感じる」の割合が高めでした。

表1、表2からすると、ハード面でのバリアフリー整備が進んだことで、思いやりや譲り合いの気持ちを感じやすくなっているのではないのでしょうか。

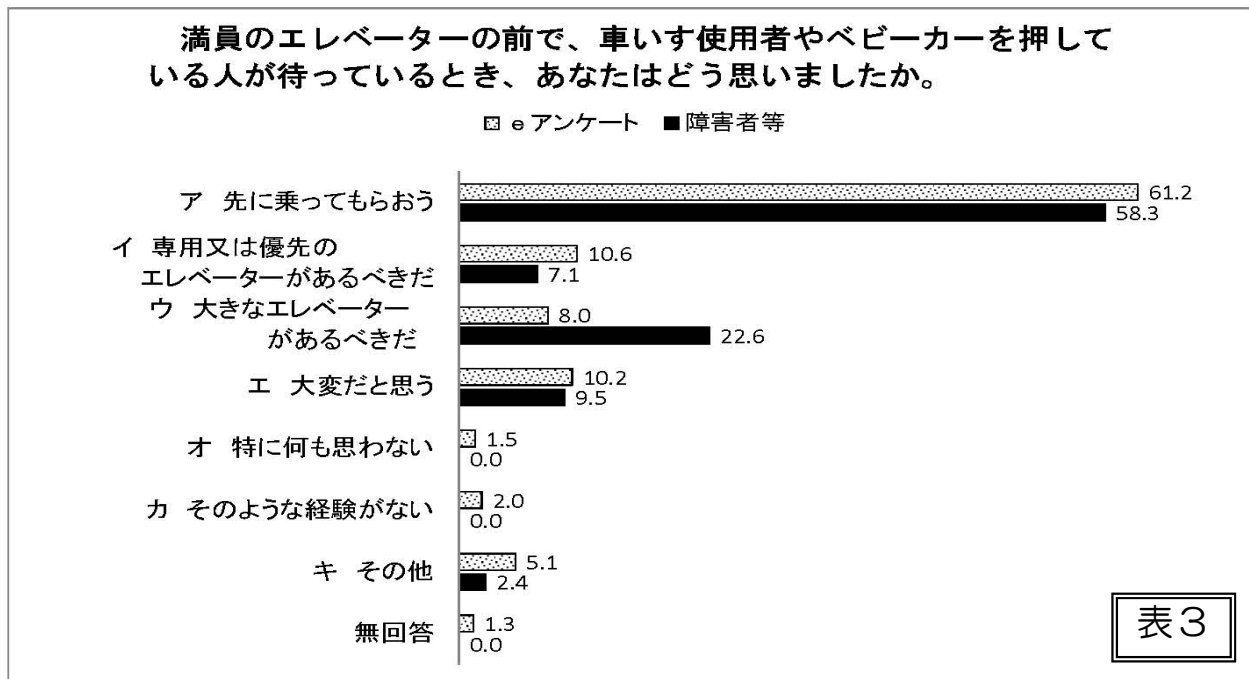


表3 「満員のエレベーター前で、車いす使用者やベビーカーを押している人が待っているとき、あなたはどう思うか」という質問に対しては、どちらも「先に乗ってもらおう」という思いやりや譲り合いの気持ちが過半数を超えています。障害者等へのアンケートでは、「大きなエレベーターの設置が必要」という割合が高くなっています。優先・専用という形より、大きなエレベーターならばみんなで乗ることができるという障害者やそのご家族の気持ちが表れる結果となりました。

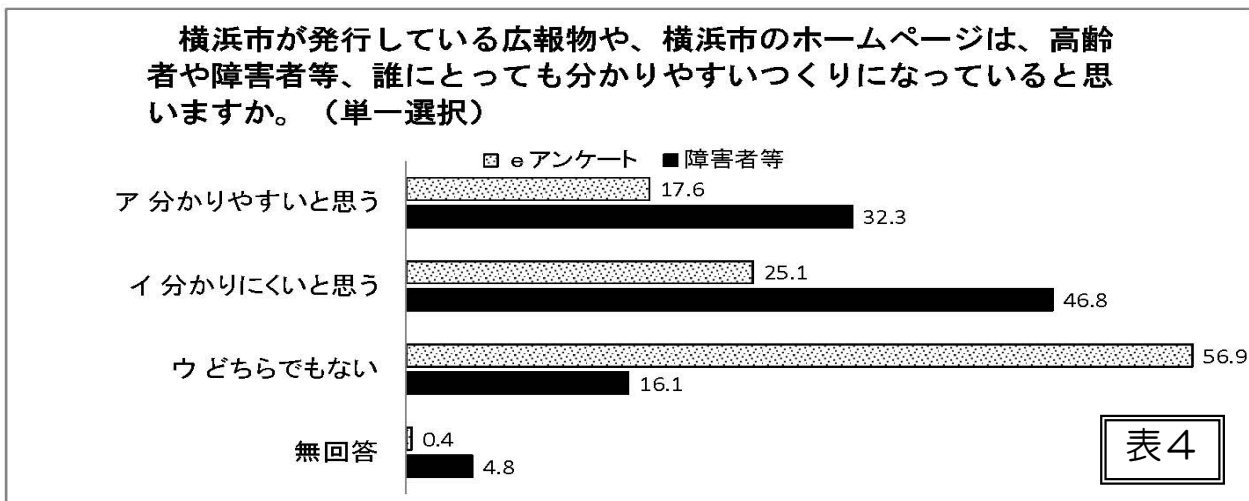


表4 「横浜市が発行する広報物や、市のホームページは誰にとっても分かりやすい」と答えた方は、全体の3割以下となっています。障害者等へのアンケートでは「分かりにくい」が全体の半数近くを占めています。

誰にとっても分かりやすいというのは難しいかもしれませんが、必要な人に必要な情報を届けるには、広報物やホームページはもちろん、周知したい相手には、どのような方法が有効かを考慮して情報提供をする必要があります。

福祉のまちづくりにおいて、これからどのような取組が必要だと思いますか。特に横浜市が優先的に取り組む必要があると思う取組を全て選んでください。（複数選択可）

□ アンケート ■ 障害者等

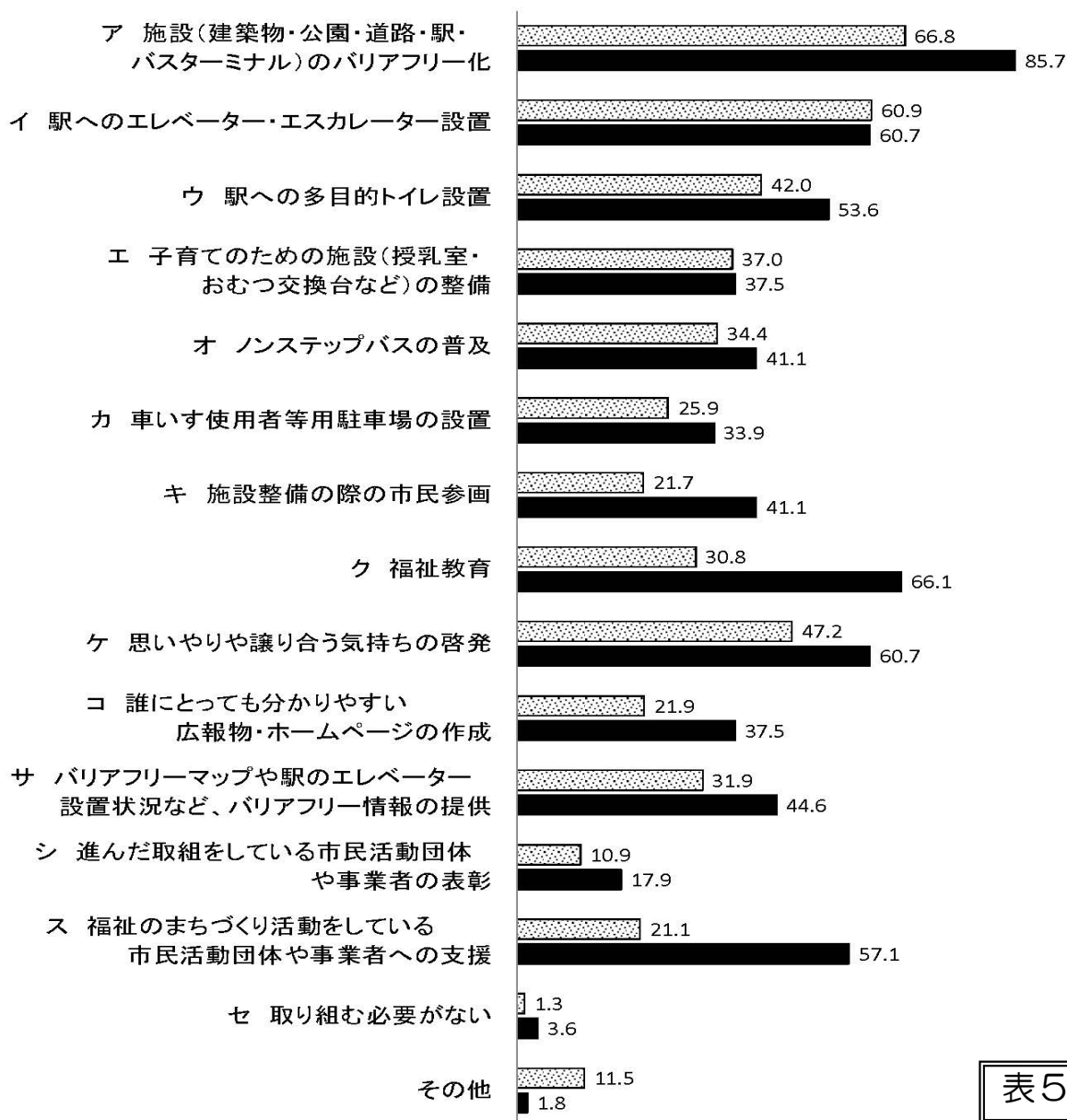


表5

表5 これからの福祉のまちづくりに必要な取組としては、ハード整備の割合が高いのはもちろんですが、「福祉教育」や「思いやりや譲り合う気持ちの啓発」について、障害者等へのアンケートでの割合が非常に高くなっています。まだまだ、ソフトの取組が必要なことを表しています。

7 資料編

(1) 主な用語の説明

★ 横浜市福祉のまちづくり条例

暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指し、平成9年に制定されました。

★ 横浜市福祉のまちづくり推進会議（公開会議）

横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する基本的事項を調査審議するため設置された審議会です。市民、学識経験者や事業者、関係団体など、30名以内の委員で構成されています。平成19年度からは、広く市民のみなさんの声をお聞きするために、市民公募委員にもご参加いただいています。

★ 社会福祉協議会（略称：社協）

社会福祉法に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得ながら活動することを特長とし、民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織です。

また、横浜市では区ごとに各区社会福祉協議会（区社協）があり、それぞれが地域の状況に応じた様々な福祉保健活動を行っているほか、地区ごとの地区社会福祉協議会（地区社協）が地域に根ざして活動しています。

★ ユニバーサルデザイン（UD = Universal Design）

ユニバーサルデザインという言葉は、“ユニバーサル（すべての、普遍的な）”と“デザイン（計画、設計）”の2つを組み合わせた言葉で、「あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」（障害者基本計画【平成14年12月24日閣議決定】より）です。

国では、平成20年3月「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を策定し、障害者や高齢者の特性によるニーズに対応しつつ、すべての生活者・利用者の視点にたって、妊婦・子ども連れの人なども対象とした、更なるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進することとしています。

★ バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面でのバリアなど、全てのバリアを除去するという考え方です。

★ 鉄道駅舎エレベーターのバリアフリー化

バリアフリー法では、平成32年（2020年）までに一日の乗降客数が3,000人以上の駅について、地上からホームまでをエレベーター等の設置により段差解消することを目標としており、整備が進められています。

平成27年度末時点で、市内157駅中149駅（約95%）が、エレベーター等により段差解消されています。



（写真）駅舎エレベーター

★ ノンステップバス

乗降口の段差をなくし、道路から床面までを30センチ程度とした、車いす使用者や高齢者等の、誰もが乗降しやすいバスです。

車いす使用者がバスを利用するときには、中扉等からスロープ板を出して乗降します。

平成26年度末時点で、市内に営業所を持つバスのうち、市営・民営合わせて1,269台がノンステップバスとなっています。



（写真）ノンステップバス

★ 施設整備マニュアル

横浜市福祉のまちづくり条例で定めた、不特定かつ多数の人が利用する施設の整備基準等を、図解を添えて具体的に解説し、事業者や設計者が建築物等を設計するうえで必要となる事項をまとめたマニュアルです。

高齢者・障害者等の行動特性に配慮した各部寸法の考え方も掲載しています。

施設整備マニュアル（建築物編）は市役所市民情報センターで販売しています。また、すべてのマニュアル（建築物編、道路編、公園編、公共交通機関等の施設編）のデータは本市ホームページからダウンロードできます。



（冊子）施設整備マニュアル
建築物編（表紙）

(2) 障害の理解と配慮について

障害の種類や内容には個人差があり、それぞれの状態や状況に合った配慮をすることが最も大切なことです。このページでは、主に福祉のまちづくりに関連する視点から障害の特徴や状態、日頃から心がけるマナーや対応方法について簡単に説明します。

ここで挙げる特徴は主なものですので、現れ方は、人によって異なります。

① 肢体障害

・ 車いす使用者（脊髄損傷、脳血管障害、脳性麻痺、高齢者など）

車いすは歩行が困難になった場合に用いる代表的な移動用福祉用具で、大きく分けて、手動車いすと電動車いすがあります。一般的に車いす使用者は、段差や坂道、狭い通路等の移動が困難であるほか、手の届く範囲も限られてしまうため、ボタンやスイッチを押す動作や、ドアを開閉する等の動作も困難な場合があります。

・ 杖使用者（脳血管障害、関節リウマチ、脳性麻痺、高齢者など）

歩行が困難な人が、歩行能力を改善するために用いる福祉用具です。歩行時のバランス調整や、スピード、持久力の改善等を目的としています。底面が小さい杖は、排水溝の蓋や、わずかな段差でもつまづくことがあります。また、脳血管障害では、会話が困難であったり、片側を見落としがちになる、又は記憶力が低下する等の、「高次脳機能障害」の症状を伴う場合があります。

・ 上肢障害者（関節リウマチなど）

上肢の痛みや変形、麻痺、握力の低下等から、つまんだり握ったりといった手指の細かい操作や、腕を伸ばす動作が困難になる場合があります。扉の開閉や水道の蛇口の操作等、力を入れる動作も苦手です。



【日頃から心がけるマナーやお手伝いの方法】

・ 電車で席を譲る時は…

座席シートの両端の席は積極的に譲るようにしましょう。端の席は手すりがあることが多く、また、座った際には側方に壁があるため、姿勢が安定します。さらに、出入口のドアも近いため、移動距離も短く済みます。

・ 立ち上がりや、段差、階段の昇降を介助する場合は…

無理に引き上げたり押ししたりせず、相手の動きに合わせて介助しましょう。

・ 段差や傾斜で困っていると感じた時は…

「お手伝いしましょうか？」と必ず一声かけてから介助すると、お互いに気持ちの良いコミュニケーションにつながります。

・ エレベーターでは…

「何階まで行きますか？」と一声かける等の会話によるコミュニケーションや、建物やエレベーターのドアを開けて支えておくことも、大切な支援です。

・ 車いす使用者や杖使用者が移動しやすいように

歩道や通路には、自転車やバイク、看板等を放置しないようにしましょう。

②視覚障害

視覚障害というと、目が全く見えない（全盲）と思われがちですが、残存視力のある方（弱視など）も多くいます。視覚障害に対応するまちづくりを考えるときは、全盲の方に対応するばかりではなく、弱視などの方にも十分に配慮する必要があります。白い杖（白杖）は、前方の状況などを確認するために使うとともに、周囲の人に見えない人がいることを知らせるためにも使います。

・全盲

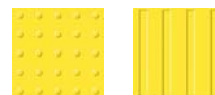
全く、又はほとんど見えない状態です。視覚障害者誘導用ブロックの突起部分を杖や足で感知しながら歩く方もいます。



・弱視

視覚情報を得るのに何らかの困難が生じています。見え方は人によって様々ですが、明るさやコントラスト、文字の大きさ、表示位置等の配慮で見やすくなります。

【日頃から心がけるマナーやお手伝いの方法】



・まちで立ち止まっている時や、何かを探している時には…

「なにかお手伝いしましょうか?」、「どのようにすれば良いですか?」等、一声かけてから行動に移りましょう。後ろから身体を押ししたり、抱えあげたり、白杖を引っ張るような事はしないでください。いきなり腕を引いたりすると、相手を驚かせることになり、とても危険です。

・情報を伝えるときは…

見た情報を言葉に置き換えて伝えるようにし、端的に、具体的に状況を説明してください。「あちら」、「そちら」等の指示語では分かりません。右、左、Om先等、具体的に説明してください。

・案内をするときは…

介助者は白杖を持つ手の反対側に立ち、肩や肘に手を添えてもらい、声を掛けながら一緒に歩くようにしましょう。

・段差や階段がある時には…

上りか下りかを言葉で伝え、先に一步進んでください。

・白杖使用者が移動しやすいように

歩道や通路には、自転車やバイク、看板等を放置しないようにしましょう。



③聴覚障害

耳が聞こえない、又は聞こえにくい障害です。外見では身体のどこに障害があるのかわかりにくいいため、接し方や援助方法の理解が難しい場合があります。音声言語によるコミュニケーションが難しいため、情報の送受に支障をきたし、情報が不足しがちになります。特に緊急時の情報不足は大きな問題です。

聴力損失の程度や失聴の時期、教育環境等の違いによって、手話や筆談などコミュニケーション手段が異なります。



- ・ろう

全く、又は、ほとんど聞こえない状態です。

- ・難聴

残存聴力を活かして音声による言葉が理解できる状態です。程度によっては、音声による言葉の理解が困難な方や、補聴器・人口内耳を使用している方もいます。

- ・中途失聴

何らかの原因で聞こえなくなった、又は、聞こえにくくなった状態です。

- ・老人性難聴

高齢による聴力の衰えにより、会話が聞き取りにくい、いわゆる耳が遠い状態です。

【日頃から心がけるマナーやお手伝いの方法】

- ・筆談をするときは…

単語を中心に、分かりやすく短い文章で書いてください。書くものを持っていない時は、携帯電話の画面に文字を打ち込んで提示する方法もあります。

- ・話す時は…

口の動きがわかるように大きく口をあけて、ゆっくり、はっきり、正面から話してください。

- ・災害や事故の時…

災害や事故（交通機関の遅延など）の時、状況を知らせるアナウンスが聞こえない、又はうまく聞き取れない等、不安な思いをしています。筆談等で状況を伝えてください。



④内部障害

内部障害とは、身体内部の機能が恒常的に働かなくなっている部位があるため、通常の生活を送る上で困難があり、何らかの支援が必要な状態を言います。内部障害者の中には、重い荷物を持つことや走ること等、身体的に負担を伴う行為に制限がある場合があります。電車やバスの中で長時間立っていることが辛くなり、優先席を利用したくても、外見では身体のどこに障害があるのか分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくい現状もあります。身体障害者福祉法では7種類の機能障害が定められており、①心臓機能障害、②じん臓機能障害、③膀胱・直腸機能障害、④呼吸器機能障害、⑤小腸機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫機能障害、⑦肝臓機能障害（平成22年に追加）です。

福祉のまちづくりでは、内部障害の中でも特に膀胱・直腸機能障害への支援がポイントになることが多いです。膀胱・直腸機能障害のため、人工肛門や人工膀胱を保有している人をオストメイトと呼び、多目的トイレ等ではオストメイトへの配慮が重要な支援になっています。



オストメイトマーク

【日頃から心がけるマナーやお手伝いの方法】

- ・ 内部障害の方が身近にいるかもしれないという気持ちを持っておきましょう。
- ・ 階段や長距離の移動等は、内部障害の方にとって負担になる場合がありますので、車いすの貸し出しやエレベーター等の場所を聞かれたらすぐに案内できるよう、把握しておくといよいでしょう。



※最近では、身体内部に障害がある人を表している「ハート・プラスマーク」を付けている人もいます。

⑤知的障害

先天性または出生時等に、脳に何らかの障害を受けたために知的の発達が遅れ、他者とのコミュニケーション等の社会生活に困難が生じる障害です。支援を必要としていても、社会で活躍されている方もいます。また、多くの支援を必要としない方も大勢います。

【主な特徴】

- ・ 話の内容をうまく理解できない方や、自分の考えや気持ちを表現することが難しいことから、コミュニケーションを上手にとれない方もいます。
- ・ 困ったことが起きても、自分から助けを求めることができない方もいます。
- ・ 自分で判断することや、見通しをもって考えることが苦手な方もいます。
- ・ 複雑な話や抽象的な概念の理解が不得意な方もいます。
- ・ 読み書きや計算が苦手な方もいます。

⑥発達障害

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害（PDD）^(※)、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等、脳機能の障害であって、通常は低年齢において症状が発現する障害です。大人の方でも同様の障害がある方がいます。また、発達障害は重複することが特に多いという特徴があります。

※アメリカ精神医学会のDSM-5では、「自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害」となっています

【主な特徴】

- ・ こだわりが強く、突発的な出来事や予定の変更への対応が苦手な方もいます。
- ・ 相手の話が理解できない方、思っている事をうまく伝えられない方もいます。
- ・ 興味があるものをすぐに触る方、手に取らずにはいられない方もいます。
- ・ 多動で、歩き回る方や、そわそわして休みなく動いている方もいます。
- ・ 時間の感覚が分かりにくい方、不快な音を聞き流せない方もいます。
- ・ 読み書きや計算が苦手な方もいます。

⑦精神障害

統合失調症、気分障害（うつ病等）等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしにくさを抱える障害です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば、症状をコントロールできるため、大半の方は地域社会の中で生活しています。

【主な特徴】

- ・ ストレスに弱く、緊張しやすい方や、疲れやすい方もいます。
- ・ 人と対面することや対人関係、コミュニケーションが苦手な方もいます。
- ・ 警戒心が強い方、関係のないことでも自分に関連付けて考える方がいます。
- ・ 若年期の発病や長期入院のため、社会生活に慣れていない方もいます。
- ・ 統合失調症には、幻覚や妄想の症状のある方もいます。

<知的障害、発達障害、精神障害>

【日頃から心がけるマナーやお手伝いの方法】

知的障害、発達障害、精神障害の方たちは肢体障害や視覚障害のある方たちと異なり、外見では身体のどこに障害があるのか分かりにくいです。さらに、個別性が非常に高く、多様です。そのような方たちが身近にいるかもしれないという気持ちを持っておきましょう。

・ 話しかけるときは…

笑顔でゆっくりやさしい口調で声を掛けます。

・ 話を聞くときは…

リラックスした雰囲気をつくり、相手の様子に合わせて、話をよく聞きます。

必要に応じて、質問により相手の気持ちを確認します。

「はい」か「いいえ」で答えられるように質問します。

・ 必要に応じて…

コミュニケーションボード（15 ページ参照）を利用します。

・ 話や説明をするときは…

ゆっくり、はっきり、短く、具体的に話し、内容を理解しているか確認します。

言葉での説明以外の方法（メモ、絵や図など）により理解を助けます。

本人を尊重するように話をします。



[協力]

横浜市総合リハビリテーションセンター

[引用・参考文献]

- ・ 「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」（横浜市健康福祉局）
- ・ 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」（国土交通省）

(3) 横浜市福祉のまちづくり推進指針（平成 28 年度～32 年度）策定の流れ

時期	検討内容
平成 26 年 7 月	第51回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 小委員会 ・〈次期〉福祉のまちづくり推進指針について（掲載内容の検討等） ・〈現行〉福祉のまちづくり推進指針の振り返りについて
8 月	第52回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 小委員会 ・〈次期〉福祉のまちづくり推進指針について 具体的な取組事例・課題等の検討
10 月	第53回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 小委員会 ・〈次期〉福祉のまちづくり推進指針の素案について 全体の構成、取組項目・取組内容等の確認
11 月	第 36 回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 ・〈次期〉福祉のまちづくり推進指針の素案の確定
平成 27 年 1 月～3 月	・〈次期〉横浜市福祉のまちづくり推進指針の素案に対する市民意見公募、 関係団体・事業者等ヒアリング ・〈次期〉福祉のまちづくり推進指針の原案を作成
5 月	第54回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 小委員会 ・市民意見募集の結果報告 ・〈次期〉福祉のまちづくり推進指針の原案について
6 月	第 37 回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 ・〈次期〉福祉のまちづくり推進指針の原案の確定
第9期横浜市福祉のまちづくり推進会議委員 任期満了：～7月 14 日 第10期横浜市福祉のまちづくり推進会議委員 任期開始：7月 15 日～	
8 月	第38回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 ・〈次期〉福祉のまちづくり推進指針の概要版について
10 月	第55回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 小委員会 ・〈次期〉福祉のまちづくり推進指針概要版について 掲載内容・具体的な取組事例の検討等
12 月	第56回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 小委員会 ・〈次期〉福祉のまちづくり推進指針概要版について
平成 28 年 3 月	横浜市福祉のまちづくり推進指針（平成 28 年度～32 年度）の公表
4 月	横浜市福祉のまちづくり推進指針（平成 28 年度～32 年度）の運用開始

(4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿（第9期）

任期：平成25年7月15日～平成27年7月14日（2年間）

（五十音順 敬称略）

氏名	役職	小委員会委員	備考
秋元 孝夫	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 副所長		～H26. 10. 1
梶原 竹生			～H27. 6. 22
菱川 龍			H27. 6. 22～
井上 良貞	一般社団法人 横浜市聴覚障害者協会 理事長 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）		
内田 美登里	横浜市脳性マヒ者協会 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）		
大澤 謙二	公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会 副理事長		
大原 一興	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	○	
金子 修司	横浜商工会議所 議員		
小池 久身子	市民公募		
小泉 暁美	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）		
島村 昭一	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部計画営業部計画課長		
清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事	○	
下村 旭	一般社団法人 神奈川県建築士会		
鈴木 やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事	○	
中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 准教授	○	
仁木 淳	市民公募	○	
怒田 伸行	神奈川県警察本部 交通部交通総務課長		～H27. 6. 22
中崎 敦			H27. 6. 22～
芳賀 宏江	横浜市社会福祉協議会 常務理事		
橋本 美芽	首都大学東京大学院 人間健康科学研究科 准教授		
増田 英明	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事		
宮川 玲子	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事		
森 信子	横浜市もみじ会 理事 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）		
八木 佐知子	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会		
山口 拓	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社総務部企画部長		
山崎 利通	一般社団法人 神奈川県バス協会 常務理事		
山田 美智子	よこはま一人子育てフォーラム	○	
関口 清春	鶴見てらお福まち協議会		小委員会臨時委員

(5) 横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿（第10期）

任期：平成27年7月15日～平成29年7月14日（2年間）

（五十音順 敬称略）

氏名	役職	小委員会委員	備考
甘粕 彰子	市民公募		
井上 良貞	一般社団法人 横浜市聴覚障害者協会 理事長 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）		
大原 一興	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	○	
金子 修司	横浜商工会議所 議員		
小泉 暁美	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）		
清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事	○	
下村 旭	一般社団法人 神奈川県建築士会		
白石 幸男	横浜市脳性マヒ者協会 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）		
鈴木 やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事	○	
田中 隆博	公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会 副理事長		
中崎 敦	神奈川県警察本部 交通部交通総務課長		
中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 准教授	○	
仁木 淳	市民公募	○	
芳賀 宏江	横浜市社会福祉協議会 常務理事		
橋本 美芽	首都大学東京大学院人間健康科学研究科 准教授		
菱川 龍	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 副所長		
平江 良成	東京急行電鉄株式会社 鉄道事業本部事業戦略部 事業推進課長		
増田 英明	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事		
松浦 さゆり	よこはま一人子育てフォーラム	○	
宮川 玲子	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 理事長		
森 信子	横浜市もみじ会 理事 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）		
八木 佐知子	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会		
山口 拓	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社総務部企画部長		
山崎 利通	一般社団法人 神奈川県バス協会 常務理事		
関口 清春	鶴見てらお福まち協議会	小委員会臨時委員	

(6) お問い合わせ先

○ 各区福祉保健課（身近な福祉のまちづくりのお問合せ）

区	福祉保健センター	TEL	FAX
鶴見	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1826	510-1792
神奈川	神奈川区広台太田町3-8	411-7135	316-7877
西	西区中央1-5-10	320-8437	324-3703
中	中区日本大通35	224-8330	224-8157
南	南区浦舟町2-33	341-1183	341-1189
港南	港南区港南中央通10-1	847-8441	846-5981
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6341	333-6309
旭	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6143	953-7713
磯子	磯子区磯子3-5-1	750-2442	750-2547
金沢	金沢区泥亀2-9-1	788-7824	784-4600
港北	港北区大豆戸町26-1	540-2360	540-2368
緑	緑区寺山町118	930-2304	930-2355
青葉	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2436	978-2419
都筑	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2344	948-2354
戸塚	戸塚区戸塚町16-17	866-8424	865-3963
栄	栄区桂町303-19	894-6962	895-1759
泉	泉区和泉町4636-2	800-2433	800-2516
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町190	367-5743	365-5718

○ 各区社会福祉協議会（身近な福祉の相談窓口）

区	区社会福祉協議会	TEL	FAX
鶴見	鶴見区鶴見中央４－３２－１ UNEXビル５階	５０４－５６１９	５０４－５６１６
神奈川	神奈川区反町１－８－４ 「はーと友神奈川」内	３１１－２０１４	３１３－２４２０
西	西区高島２－７－１ ファーストプレイス横浜３階	４５０－５００５	４５１－３１３１
中	中区山下町２ 産業貿易センタービル４階	６８１－６６６４	６４１－６０７８
南	南区浦舟町３－４６ 浦舟複合福祉施設８階	２６０－２５１０	２５１－３２６４
港南	港南区港南４－２－８ ３階 福祉保健活動拠点内	８４１－０２５６	８４６－４１１７
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町５－１１ 「かるがも」３階	３４１－９８７６	３３４－５８０５
旭	旭区鶴ヶ峰１－６－３５ 「ぱれっと旭」内	３９２－１１２３	３９２－０２２２
磯子	磯子区磯子３－１－４１ 磯子センター５階	７５１－０７３９	７５１－８６０８
金沢	金沢区泥亀１－２１－５ 「いきいきセンター金沢」内	７８８－６０８０	７８４－９０１１
港北	港北区大豆戸町１３－１ 吉田ビル２０６	５４７－２３２４	５３１－９５６１
緑	緑区中山町４１３－４ 「ハーモニーみどり」内	９３１－２４７８	９３４－４３５５
青葉	青葉区市ヶ尾１１６９－２２ 青葉区福祉保健活動拠点	９７２－８８３６	９７２－７５１９
都筑	都筑区荏田東４－１０－３ 港北ニュータウンまちづくり館内	９４３－４０５８	９４３－１８６３
戸塚	戸塚区戸塚町１６７－２５ 福祉保健活動拠点１階	８６６－８４３４	８６２－５８９０
栄	栄区桂町２７９－２９ 栄区福祉保健活動拠点内	８９４－８５２１	８９２－８９７４
泉	泉区和泉中央南５－４－１３ 泉ふれあいホーム	８０２－２１５０	８０４－６０４２
瀬谷	横浜市瀬谷区二ツ橋町４６９ せやまる・ふれあい館内	３６１－２１１７	３６１－２３２８

- **福祉・保健に関する身近な総合相談は…**
お近くの地域ケアプラザへ
ボランティア講座や健康教室などの開催や地域の福祉活動・交流の場を提供しています。また、介護に関する相談等も受け付けています。

- **様々な分野の市民活動団体やボランティア等ですでに活動している場合や、これからボランティア活動しようとしている場合は…**
 - ・ **横浜市市民活動支援センター**
市民活動やボランティア活動をしたい人、自分たちの活動をもっと多くの人に知ってほしい団体の活動を支援しています。また、同様の機能を持った支援センターが各区にもあります。
TEL：223-2666、FAX：223-2888

 - ・ **横浜市ボランティアセンター（横浜市社会福祉協議会）**
ボランティア・市民活動に関する情報提供、相談対応をはじめ、ネットワークづくり、助成金制度の運営、善意銀行・各種基金の運営、などの中間的支援を基本機能として、視覚障害者等からの依頼を受け、ボランティアによる点訳・音訳・対面朗読等をコーディネートするプライベートサービスなどの直接支援も行っています。
また、各区社会福祉協議会にも、同様の機能を持ったボランティアセンターがあります。
TEL：201-8620、FAX：201-1620
URL：<http://www.yokohamashakyo.jp/yvc/top.html>

- **手話通訳・筆記通訳の派遣依頼、OHPや磁気ループの貸出しは…**
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポールへ
TEL：475-2057（通訳派遣：2058）、FAX：475-2059

- **高齢者、障害者のための住宅改造に関する相談は…**
各区役所福祉保健センターへ

- **横浜市内の福祉のまちづくりに関する情報は…**
健康福祉局福祉保健課のホームページに、市内のバリアフリー情報や健康福祉局で行っている取組等を掲載しています。



発行年月 平成28年3月

発行 横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-2387

FAX 045-664-3622